2010. 1. 15 / Vol. 28

1880年代教育史研究会 ニューズレター

第 28 号

<u>目</u> 次

[連載]	
神辺 靖	光 「学校をめぐる逸話と風景(2)
	『早稲田外史』」・・・・・・・・・・・・・・2
[個人研究]	
田中智	子 「教育史学会第 53 回大会湯川嘉津美氏発表「1880 年
	代における府県聯合学事会の開催とその意義」(2009)
	によせて一時期区分の問題を中心に一」・・・・・・3
[研究会便り]	
小宮山	道夫「東京大会(11月 29日)報告の概要」 ・・・・・・・ 5
冨岡 勝	「研究年報第1号編集について」・・・・・・・・・・・9
[紹介]	
谷本 宗	生 「小山健三と第五高等中学校医学部設置のかかわり
	- 『小山健三伝』(1930年) を読んで-」 10
冨岡 勝	「『第二高等中学校事務例規類纂』について」・・・・・11
[お知らせ]	

[連載] 学校をめぐる逸話と風景 (2)

『早稲田外史』

神 辺 靖 光

なぜ外史と名づけたかと言うと早稲田大学の出現は 明治史の中で憲法制定や日露戦争と同じくらいの事件 で到底、一学校の正史のような書き方ではいけない。 政治、学問の気運、趨勢からできたのだからいろいろ な角度から説き起さなければならないと著者は言う。 なるほど佐賀の致遠館のこと、フルベツキのこと、福 澤諭吉、明治天皇、伊藤博文、東京大学、同志社等、 直接早稲田と関係ない人物やことがらが、みな早稲田 と糸がつながって登場してくる。とに角、読んで面白 いのである。

例えばこんなことも書かれている。

東京専門学校は改進党と一緒にできて政治経済法律 を教えた。そこで世間は野党の政治家を養成する所、 「謀反人の学校」と言う者さえあった。寄宿舎にあや しい者がいるので捕えて糾明したら政府の密偵であっ た (資料はすべて自伝や回想)。当時、法律家の養成は 急務であった。早稲田は田舎だから都心の神田に移ろ うと唆かす者があった。学校内で意見が割れ、一部の 教師が別れて他の法律学者と組んでできたのが英吉利 法律学校。影で糸を引いたのは司法大臣山田顕義だ。 1935年刊『中央大学五十年史』にこんなことは書かれ てない。政府は1886年、私立特別学校監督条規をつく って東京府下の私立法律学校を帝国大学総長の監督下 に置いた。これも実は早稲田の「学の独立」を危険視 したからだ。法律科は仕方なくこれに従ったが、政治 科は断乎、帝国大学の干渉を拒んだ。これは市島謙吉 の思い出によっている。さらに伊藤博文首相を谷干城 農商務大臣が弾劾して辞職したが、早稲田の書生がそれを複写してばらまいたため、四人の学生が国事犯で逮捕され、「早稲田は縄つきを出す」と世間で言われたなどなど、こうしたエピソードが次々に書かれている。いわゆる一次史料は使われていない。自叙伝、回想記の類で書かれているが、高田早苗、市島謙吉、坪内逍遥、大隈重信、福澤諭吉、三宅雪嶺、加太邦憲、尾崎行雄、長谷川如是閑、北村透谷、まだまだ大勢いるが、とに角、同時代に生きた人の語録で書いているのである。回想で書いたものだから思い違いや、予断が働いたものもあろう。真偽に疑いなしとしない。しかし一次史料を並べた正史よりも状景が生き生きと伝わって読み進めたくなる。

筆の進め方も独特である。はじめからなぜ早稲田専門学校と名づけなかったかというと、早稲田はもともと田圃の名でその里の人しか知らなかったから都の西北の田舎なのに東京専門学校と名づけたという。伊藤博文が憲法調査のためプロシャを廻った時、宰相ビスマルクに会った。伊藤は日本の最高学府を夢みていたが学者が政治に口を出すのを恐れていたので学者の統御術をビスマルクに尋ねた。ビスマルクは「カンラカンラと豪傑笑いをして、学者は専門専門と言ってきかすと世間知らずだから学問馬鹿になる。寝言にも専門尊重。これが学者操縦の秘訣でござるよ」。伊藤はすっかり心酔して、煙火の吸い方まで彼の真似をしたのでシガレットビスマルクと陰口された。別の本で木村毅が「ワセダワセダ」と言う校歌のエールで受験生がど

んなに集ったかとか、ある中学の校長が優秀な生徒を 一高に受験させようとしたのに早稲田に入ったので 歯ぎしりしてくやしがった、などと書いている。こう なると眉に唾をつけたくなる。

『早稲田外史』は話がヨーロッパやアメリカに飛んだり、現在の政治を批判したり縦横無尽だが、筋は佐賀の致遠館から東京専門学校創立、そして明治35年の早稲田大学開校までである。

1978 年、『早稲田大学百年史第1巻』が刊行された。 この第1章前史と第2章東京専門学校前期は木村毅が 執筆した。口絵写真第1ページに大隈重信、福澤諭吉、 WS クラーク、新島襄の顔が並ぶ異色の学校史である。 自伝や回想記ばかりでなく、当時の新聞雑誌記事、学 校印刷物等を大量に使っているが、公文書類は至って 少い。前史の筋は『早稲田外史』と変わらない。東京 専門学校ができるまでのそれに関わった人間の行動、 思想と互いのからみ合いを叙述していて、同書2巻以後よりも格段に面白い。

これまで学校沿革史を多く読んできたし、私自身が 執筆もしてきた。専門家として見ているからよくでき ている本も多い。しかし教育史専攻以外の人が読み進 めたくなる教育史書がどれだけあるだろう。一つには 一次史料の極端な信奉にある。一次史料を軽んじろと いうのではない。一次史料にふり廻されて問題を史的 社会的に位置づける思考を欠いたままただの紹介に終 るのを恐れるのである。ために人間の活動を見失い見 損なう。

昨年2月の会合で谷本会員の興味深い報告があったが、史話類を用いて、これを学術研究に深められるかとの議論があった。勇気がいるが二次三次史料をつかって明治前期の学校をとりまく人間の動きに迫ってみよう。

[個人研究]

教育史学会第53回大会湯川嘉津美氏発表「1880年代における府県聯合学事会の開催とその意義」(2009)によせて ―時期区分の問題を中心に―

田中智子

前回のニューズレターにも記したように、拙稿「府 県連合学校構想史試論―八八〇年代における医学教育 体制の再編―」を収録した『一八八〇年代教育史研究 年報』第一号(2009年10月)の刊行直後に開催され た教育史学会において、拙稿の一部と関連する湯川嘉 津美氏の標記報告がなされた。2007年同大会での報告 「教育令期の府県聯合学事会に関する研究」を発展さ せた同報告では、府県連合学事会(以下、本文中の表 記は「連合」に統一)に関する考察がさらに進められ

ている。前号に述べたような事情で、当日拝聴することはできなかったが、報告レジュメに基いていささかの感想を記してみたい。

タイトルを一見して興味を覚えるのは、前回の「教育令期」が「1880年代」へと変更されている点である。これは「対象時期を第一次小学校令期にまで広げ」たからであり、具体的には、以前からの検討素材である東北各県連合学事会について、1888年7月開催の第3回、1889年10月開催の第4回の会議へと分析が進め

られたことによるのだろう。

その広がった対象時期について、「諸学校令期」ではなく「第一次小学校令期」と表現されていることに、さらに関心が湧く。レジュメによる限りでは、特に第4回の会議が、小学校やその教員に関する議題を主軸としており、文部省の小学校令改正構想との関わりを深くもつことからの用語選択ではないかと推測される。

また、氏は前回大会報告で「教育令期」と表記、別稿では「学制期」あるいは「学制後期」との用語が使用され(「学制期の大学区教育会議に関する研究――第一大学区第一回教育会議日誌の分析を中心に――」『日本教育史研究』第28号 2009年、「学制後期の大学区教育会議に関する研究―第一大学区教育会議日誌の分析を中心に―」『上智大学教育学論集』第41号 2007年)、教育制度上の基本法を時期区分の指標にしておられるようにみえる。そのことからしても、「1880年代」よりは「第一次小学校令期」のほうが、氏の発想としては自然であるように思われる。「1880年代」は、「教育令期」と「第一次小学校令期」の双方をカバーする表記として便宜的に採用されたといったところであろうか。

このように、基本法をベースに時期区分を行ったり研究対象時期を呼称したりといった方法は、明治期教育史関連の論文が採る方法として今なお健在だといえるが、一方で、本研究会が名乗るところの「1880年代」という時期設定の趣旨はどこにあったか。それは、森文相下に発布された諸学校令を、突如登場した金科玉条的(固定的・確定的)法令と捉えるのではなく、それに結実する1880年代前半の動向を重視する、あるいは法令の過渡期的性格に留意し、発布後の改編動向に

も目配りをする、という積極的意味合いをもつ発想であったといえるだろう(ただ最近筆者が高等中学校問題を取り扱うなかで感じるのは、中学校令が未完成・不完全な法令であったとしてもなお、これが現実に発布されたことの意味は大きいのであり、過渡期性を言い立てるあまり、中学校令が地域におよぼした機能上の意義を軽視してしまうことは禁物なのではないかということである)。

あれこれと述べてきたが、筆者の関心は、湯川氏が 採取に努めてこられた事実に即して眺めたときに、府 県連合学事会史上、何が画期であり、いかなる時期区 分 (時期呼称)が可能なのか (言い換えれば、基本法 による区分は妥当なのか)ということにある。

氏の作成にかかる表によれば、先にみた東北各県連 合学事会の開催状況は、第1回:1884年4月、第2回: 1885年5月、第3回:1888年7月、第4回:1889年 10月、第5回:1891年8月、第6回:1892年8月、 第7回:1893 年5月 (ただし中止)、となっている。 明らかに 1886 年 3~4月の諸学校令(あるいは「第一 次小学校令」なのかもしれない) 公布後に、開催がい ったん中断している。背景にはどのような事情がある のだろうか。氏のレジュメでは、「第3回は 1886 (明 治 19) 年5月に福島県での開催が予定されていたが、 小学校令等の新定を待って開会したほうがよいとの理 由で延期となり、その後も聯合府県の都合が合わず延 会が続いた」とある。ここで重要と考えるのは、①「延 期」となったのはいつなのか、②「小学校令等」は史 料用語か、それとも湯川氏によって「等」と省略され たのか、③都合が合わずに延会となったのは事実か、 ということである。①は「小学校令等」の新定がいつ の段階で地域に認識されていたのか、②は連合学事会が小学校問題を主題としていたといえるのか否か、③ は森文政期においても連合学事会が府県側の自主的運営に委ねられていたといえるのか否か、の判断材料になるはずだからである。

同様に、府県連合学事会については、教育令や改正教育令との直接・間接の関連性も自覚的に再検討しなくてはならないだろう。また、本レジュメや湯川氏の前掲別稿(2009)では、東北各県連合学事会が1892年まで開かれていた事実への言及があり、その射程は1890年代にも延びているようである。そうなると、第二次小学校令との関連も問われてくる。実際レジュメには、「第5回は第二次小学校令の発布を待って開催し

たほうがよいということで 1890 年の開催は見送られた」とあり、先ほどの第3回開催にまつわる問題の①と同疑問も浮上する。

以上、申し訳なくも、具体的な大会報告内容に沿っているとはいえないのであるが、報告タイトルから着想を得、今後筆者が課題とするところとして、以前から関心のある時期区分法の問題に引き付けた考察を行ってみた。

なお、大会報告後の湯川氏は、『日本教育史研究』誌 上に前掲論文を公表、また、本報告についても、原稿 化を進めておられる最中と聞く。いずれまた機会をみ て、氏の一連の府県連合学事会研究に関する検討に取 り組めたらと思う。

「研究会便り〕

東京大会(11月29日)報告の概要

小宮山 道夫

11月29日(日)の研究会は、近頃恒例となりつつあるように東京・高円寺の神辺顧問邸に集い、『1880年代教育史研究会研究年報』第1号の合評会を主要テーマとして開催した。参加会員は7人(荒井、神辺、小宮山、佐喜本、谷本、田中、冨岡)で、荒井会員は午後から駆けつけ、小宮山は3時過ぎに早退した(このため本稿で小宮山が担当したのは研究年報第2号の編集・査読体制と執筆スケジュールについての検討の途中までとなっている)。

研究会の進行役は冨岡事務局が務め、合評会は佐喜本会員の作成したレジュメをもとに各掲載記事について参加者による検討が行われた。

先ず神辺顧問の論文「中学校史の 1880 年代(その1)

一中学校の性格の変遷一」について検討を行った。神辺論文は、外国語学校の消滅、漢学塾と決別、師範学校からの独立という3つの視座から1870年代から80年代にかけての中学校の性格の変遷を分析したものである。そこには1880年代の中学校の質的変化を理解する上で重要な焦点が複数示された。明治9年に「英仏独等ノ如キ語学ヲ修ムル者ハ外国語学校」「高尚ナラザルーツノ専門学科ヲ修ムル者ハ中学校(実際は漢学塾)」という程度の基準で大別されて成立した東京府における中学校の原初形態の例示。そのうち外国語学校が教師の都合や生徒の希望などから英語学校へと切り替わり、更に県立中学校へと変わっていく過程。「中学設置は小学普及の後」との見地に立つ文部省の姿勢が、

地方府県から澎湃として起こった中学校設置要求に対し、「向学ノ路線を洞通」するため積極的に「中学を開け」という姿勢に転換していく過程。私立中学校の中に「中学ノ品格ヲ具ヘザルモノ」があるとして漢学塾が各種学校へ排除されていく過程。また当初は教員集団や教育内容の都合から師範学校の存在と密接に関わって成立した中学校が、師範学校令・中学校令の法制化に伴い完全に分離していった過程など。

参加者の興味も多方面にわたって大いに刺激され、師範学校と中学校の設置場所の特徴、寄宿舎の役割や学校文化の違い、士族と豪農層の指向性や構成比の違いからくる地方の実情、岡山などで見られた義務教育を忌避しての「欠落」の実態、田舎に於ける漢学と英学の確執の有り様、米国式のモデル校としての「normal school」から「teachers college」への変化や英語表記と学校の特色の関係など、中学校を基点に近代の教育全体、時に陸海軍の話題や現代の大学教員の業績評価方法の実例に至るまで、神辺顧問の該博な知識の片鱗を垣間見ながら、会員一同は広い視野を保ちながら個別事例の実態に迫る必要性をかみしめることとなった。

そのような事情で進行役の冨岡事務局が構想していた午前中で掲載記事の半数を批評するという目論見は、 もろくも崩れてお昼時となり、荒井会員の到着も重なって昼休憩をとることとした。お昼は今大会も神辺顧問のお心遣いにより会員一同出前寿司にしばし舌を喜ばせることができた。改めて神辺顧問にはお礼申し上げたい。

時間を惜しみ昼食を早々に切り上げ、午後の部は田 中会員の論文「府県連合学校構想史試論」の検討から

始まった。検討に先だち田中会員から、論文作成の際 に先行研究分析として湯川嘉津美氏の 2007 年の教育 史学会での大会発表「教育令期の府県聯合学事会に関 する研究」について言及できていなかった事実につい て、その経緯と対応について報告がなされた。この件 については湯川氏本人への連絡も荒井会員を介して済 ませており、事実関係もニューズレター27 号に詳細に 報じることで説明責任を果たしていることを参加会員 にて確認した。また府県連合を扱っているとはいえ両 氏の分析視点や方向性も異なっているため、当事者が 危惧するほど深刻な問題ではないだろうとの認識を深 めた。ただこの件を通じて、本研究会にとって重要な 研究者の存在をほぼ把握している現在、それらの人々 の研究を注視し続けること、最新の研究成果は常に学 会の口頭発表にあることを会員一同で肝に銘じて取り 組むという意識を参加会員にて共有するに至った。

田中論文は、「複数府県共同での学校運営」の発想の端緒ともいえる後藤新平による愛知県の「聯合公立医学校」設立構想の存在に着目し、従来研究のように高等中学校制度の源流が1884年10月の文部省学制改革案にあったとするのではなく、さらに遡ることによって1880年代を府県連合学校構想史として描くことを志向している。すなわち従来研究のように中央官省による法制化が「地域の自由な活動の「統制」という文脈で理解されがち」であったことに対し、「府県側に発した地域の発想を、文部省が政策としてアレンジしたものである」とする視角の転換を行うことによって、医学教育に着目する限り高等中学校制度は「全国に五箇所の官立学校を」政府が一方的に「置こうとした制度なのではなく、「公立セクター」のポテンシャルを最

大限に生かしうる形として模索されてきた府県連合学校の一形態」であると捉えることができると述べている。府県連合共進会をはじめとする全国的な各種の府県連合会の存在を視野に入れながら、地域の連合府県立学校案の例を積み上げて巨視的な解釈を提示した田中論文の価値に参加者一同大いに感得した。その上で、本研究会としての次なる課題としては田中会員がこれまでこだわり続けているハードの面からの分析に加え、医学校はじめ専門教育の実際の水準がどの程度のものであったのか、あるいは同様に教育内容の面において尋常中学校本科と帝国大学の接続がどのように整合していくのかという、ソフトの面からの分析を本研究会の手により継続して行っていく重要性を改めて認識した。

続いて鄭会員の論文「文部省直轄学校関係者の活動 一第三高等中学校教員出張記録からみえるもの一」に ついて検討を行った。鄭論文は第三高等中学校の学校 長・教頭の出張記録をもとに、それら教員の文部省に おける位置づけや活動について分析し、当時の学校業 務の実態や区域内外の尋常中学校との関係を明らかに しようとするものである。鄭氏の緻密な分析によりこ れまで明らかになってこなかった教員の定期上京や会 議の実態、学校視察を通じた高等中学校と尋常中学校 の連絡を維持するための仕組みの在り方などが明らか になった。そのような教員と教育行政家とが未分化で あった時代の人的交流の実態を通じ、文部省が「各学 校担当者の意見を収斂しながら、学校体制の基礎作り をはかっていた」との指摘は重要であり、参加者皆が 興味深く覚えた点だろう。

研究史の観点から考えても、文部省資料をもとに積

み重ねられてきた古の教育制度史研究に対し、かつて 仲新氏が地方の史料から読み解く地方教育史に先鞭を つけたわけであるが、本研究会では 1880 年代の全体像 を俯瞰しつつさらに実態について緻密な考察を重ねて いく必要があるだろうとの認識を高めた。ただ実態と 一口に言っても難しい面があり、学界においてもよく 出される議論であるが、「個別事例に固執するあまり全 体を捉えられていないのではないか」といった批判を どのような実証性によって反駁するのか、地域の独自 史料と中央史料との相対関係をふまえながら普遍と特殊の問題を着実に腑分けする取り組みが必要であろうと確認した。

今回の鄭氏の成果は、中野実氏が構想していた文部 官僚サブリーダー研究のレベルから、現場レベルとも いえる高等中学校のサブリーダーにまで研究対象を広 げて研究する必要性を参加者一同に十分に知らしめる 成果であった。また第一区域の府県連合会議の史料の 所在も新聞記事を丹念に調べていくと現れる例がある といった谷本会員の助言などもあり、実態究明への意 気は大いに上がるところとなった。

その流れの中で冨岡会員の「第一高等中学校寄宿舎 自治制導入過程の再検討(その一)一木下広次赴任以 前一」の検討に移った。冨岡氏の研究は木下広次赴任 以前の第一高等中学校の寄宿舎における自治制度の整 備過程を、これまで活用されてこなかった校内文書を 用いて明らかにしようとするものである。全寮制であった師範学校のように所与のものとしてあった寄宿舎 とは異なり、木下赴任以前の第一高等中学校の寄宿舎 は「兵式体操ヲ課スル生徒」が寄宿することを明確に 位置づけられた設備であり、「厳格な取り締まりを実行 するための規則が次第に整備されてい」き、それに対 する生徒の反発が組織的なものとなっていたことを富 岡氏は明らかにした。神辺顧問の解説によれば、100 人近い人間を同居させ寝食を共にさせるという経験は 近代に至るまで日本社会になく、それを初めて経験し たのは軍隊と学校の寄宿舎であった。田中義一が禅林 の生活にヒントを得て陸軍の集団生活を整備したのは 漸く日露戦争後のことであり、恐らく第一高等中学校 の寄宿舎が日本初の集団生活の例であろうとのことで あった。習慣の格一化や食べ物の質の確保など、様々 な問題を抱えながら整備されていった寄宿舎の在り方 を明らかにする意義がさらに強調されることとなった。 またベッドで寝させた師範学校と畳部屋で寝させた第 一高等中学校の集団生活に対する認識の違いについて も興味が示された。次号掲載予定の「その二」におい ては木下赴任後に皆寄宿舎制の導入と生徒自治の導入 の過程を明らかにする意欲作であるとのことで、参加 者一同の期待は益々高まっている。

国岡会員の研究とも関連して、谷本会員により『一高同窓会会報』第7号の記事が資料として配布され、回想録として自治制の開始やカンパニーの始まりなど、興味深い記事も多く登場するので、会員諸氏は一読の上、さらなる資料の捜索に力を入れるように、との訓示がなされた。

福井会員の研究展望は、愛媛県の立憲改進党系知識人である池内信嘉が 1890 年に刊行した政党論の小冊子『通俗政党問答』における選挙権と教育との関係に関する文章の紹介である。福井氏の解説するところでは、本冊子は地域の総選挙用の宣伝パンフレットとし

て編まれたものと考えられ、残存しづらい史料であるとのことである。この史料では、「大学校の卒業生とか又は中等以上の学校の教師となれる学力のある人位なら、財産の有無に関せす選挙権を与ふるが良いと思ひます」などとあるように、学歴と選挙権の問題、教育の普及を基準とする教育重視の姿勢を改進党がもっていたという事実が発掘されており興味深いとの認識に至った。なお、原稿の分量とテーマから考慮すると、谷本会員による「中野実メモの発見①」のようにコラムとして扱う手もあったのではないかとの神辺顧問からの助言もなされた。

続く原稿の合評の前に小宮山の早退を考慮に入れ、 冨岡会員の用意した資料「研究年報第1号の刊行経過 のまとめ」に基づき、創刊号の刊行事務についての反 省と第2号の編集に関して検討を行った。課題として は(1)査読の厳密化、それにともなう(2)編集スケジュ ールの前倒しと提出期限の厳格化が必須であり、査読 期間には最低1カ月程度が必要ということが創刊号担 当者(冨岡、田中、鄭の3氏)による分析であった。 また、ゲラ校正をありにした場合は費用負担が第1号 の1.5倍になる見込みであること、会員外の投稿を扱 うかどうか (現時点で打診の実態あり) といった問題 も提議された。検討の経過では編集体制を改善するこ とは望ましいことであるが、あまり一度に多くは望ま ず、当面は創刊号の編集体制を維持してその水準を守 ることにまずは務め、査読の厳格化と刊行スケジュー ルの前倒しを期すことを第2号の目標として取り組む 方向で話しが進んだ。

「研究年報便り〕

研究年報第1号編集について

冨 岡

11月の東京大会では、おもに研究年報の合評が行わ れたが、第1号の編集経過と次号の編集方針について も話し合われた。ニューズレターは、記録としての役 2009年9月15日 編集会議(田中・鄭・冨岡) 割も高いので、以下にまとめておきたい。

【経過】

2008年8月2日 東京大会

研究会メンバーの研究成果を中間まとめ的なもの を含めて迅速に公表していくための方法として、紀 要発行が提案され、当日の出席者から賛同が得られ た。

2008年8月31日 松本市旧制高等学校記念館夏期教 育セミナー

8月の研究会での協議内容を荒井代表に伝え、今後 について相談した。

2009年2月27日 東京大会

紀要発行について引き続き、意見が出され、発行計 画具体化のために、会員にメールで相談しながら進 めていくことに決定した。

2009年2月~4月

紀要発行について研究会メンバーにメールで相談

2009年6月27日 東京大会

メールでの相談結果をもとに、具体案を改めて話し 合い、2009年10月の教育史学会開催に合わせて第 1号を刊行することに決定した。会員より執筆構想 の報告があり、出席者で検討した。

2009年7月31日

原稿締め切りであったが、2本の提出のみで、編集

担当含め提出の遅れた会員が出て予定通りの刊行 が危ぶまれた。

目次や表紙の体裁を決定。販売額を検討。

このころまでに、何とか全原稿が集まり、レイア ウト作業(word2007 を使用)を行った。併行して、 各原稿に1名ずつ内容確認の担当者を決め、短い場 合は数日間で内容確認・校正を行った。

2009年9月21日 最終チェック・入稿(田中・鄭)

入稿原版の最終チェックを実施し、複数箇所の誤植 を発見した上で、原版を印刷所 (ワーナー) へ発送 した。

2009年9月30日

このころまでに、会員から発行費用の分担額を協議 の上、決定した。

常勤職の会員 12000円 (20冊まで受け取り可能) 上記以外の会員 6000円 (10冊まで受け取り可能) 2009年10月5日

完成品(A5 判 150 頁、合計 300 冊)が印刷所から田 中会員・三木会員のもとへ到着した。

このころ、販売価格を最終決定した。

一般販売価格 1 冊 800 円、会員頒布価格 1 冊 600 円 2009年10月6日ごろ

会員分と研究会からの寄贈分(機関など、32冊)を 発送した (田中・鄭)。

このころ、印刷所への支払いを実施した(田中)。 印刷·製本代(約86000円、送料約5000円)

研究会でWordによる原版を作成したものを、株式会社ワーナーにダイレクト印刷と製本を依頼したため、一般の印刷代よりもかなり低価格であった。
2009年10月9日

中等教育史研究会で3冊販売した(三木·冨岡)。 2009 年 10 月 10 日~11 日

教育史学会で17冊販売した(三木・佐喜本・荒井・小 宮山・谷本・冨岡)。

【今後の課題】

今後の課題として、査読体制の強化とスケジュールの見直しについて話し合われた。原稿の技術的ミスを相互に発見するとともに、内容面についても必要に応じて会員間でコミュニケーションをとっていくことが、研究年報の信頼性を高めることにつながる。今回の編集でも各原稿に会員間で1名の担当を決めて精読するということにしたが、読んで協議するための日数が少ない場合には数日しかなかった。第2号では同じ轍を踏まないようにするため、6月30日を原稿締め切りと

して、お互い厳守しようということになった。

また、第2号までの編集は、第1号と同じく田中・ 鄭・冨岡が担当となって進めること、体裁・書式も同様 で進めること、表記ルールは第1号に準ずる(とくに 神辺論文の表記)こと、書評など新らしいジャンルの 記事も考えることも決定した。研究年報への執筆は会 員に当面会員に限ること、執筆希望の方があった場合 は会員協議の上で入会していただくことも確認された。

私自身、第2号刊行に向けてそろそろ本気で動き出す必要を感じている。新しい論文や史料紹介はもちろん、第1号の論文で提起した内容をさらに展開・実証していくことや、史料の収集・紹介を充実していくことなど、やるべきこと、やれることは多いと思う。 研究年報を1号ずつ大切にして共同研究を充実させていきたい。

「紹介]

谷 本 宗 生

ここ数年、私は近代日本を生きた主要人物らの自伝 類をいくつか読んできた。本研究会でも北里柴三郎の 半生を読んでいるうちに、連合医学校の構想を提唱す る後藤新平の動きを幸運にも紹介することができたと 思う。このような手法は一見すると、研究効率的には 芳しくないであろうが、従来の教育史研究では気付か なかった新たな切り口をときに提供してくれる。偶然 の産物といえるかもしれないが、これは私の研究にとって貴重な発見、出会いではないかと実感している。 そこで今回も、小山健三 (1858~1923 年) の伝記を読んでいて、1880 年代教育史研究として貴重ではないかと感じた史料情報について、少し言及してみたいと思う。

東京・新宿での古書市で入手した、三十四銀行『小

山健三伝』(1930 年)を読んで、小山健三と第五高等中学校医学部設置のかかわりで注目した点がある。伝記の対象者である小山健三は教育界に尽力し 1898 年に文部次官となり、退官後は三十四銀行頭取などをつとめた人物である。1881 年 12 月に、小山は文部省普通学務局の勤務となり、辻新次や久保田譲らの学事巡視に随行などしている。1883 年 6 月、「長崎県庁ニ於テ御用有之出張可致候也」という辞令を受け、師範教育をはじめ長崎の教育界に尽力する。1886 年 8 月に小山は県の学務課長となり、翌 87 年 10 月には第五高等中学校医学部事務取扱を兼務する。1889 年 11 月、小山は東京職工学校幹事となり、長崎・熊本の地を離れる。

1887 年 11 月の通常県会において、学務課長の小山 は第五高等中学校医学部設立費 (5 万円) について、「一 体医学部ハ規則上ヨリ云へハ高等中学校所在地ニ設立 スルヲ順序トスレトモ医学部ニハ病院ノ必要アリ病院 ハ九州ニ於テ長崎ニ若ク所ナキカ故ニ文部省ニ於テモ 此地ヲ適所ト認メタルノ情アリシヲ以テ当地ニ設立セ ラレンコトヲ申請シタルニ他県中ニハ建築費ヲ負担ス

ルノ条件ニテ同様ノ申請ヲナシタル者アリシ趣ニテ文 部省ニテハ本県ニ対シ建築費負担ノ能否ヲ諮問セラレ タリ而シテ今日医学部ヲ当地ニ設立スルコトハ本県ノ 面目タリ同時二本県ノ利益タルコトヲ認メタルカ故ニ 本予算ヲ編製スルニ至レリ敷地及ヒ校舎ノ規模共ニ未 定ニ属スレトモ敷地ハ略々浦上村二軒茶屋附属ト内定 シ適地二万坪ヲ購入スルノ計画ヲ立テタリ」と興味深 い説明を行っている。小山の弁によれば、医学部設立 費の地元負担を条件に文部省に申請してきた県がある ゆえ、長崎県でも「建築費負担ノ能否」はいかにある のかと諮問を受けたという。当初、県医学校側は従来 からある場所で校舎を改修増築する程度の構想を抱い ていたが、学務課長の小山はそれでは十分ではないと し浦上への校舎移築を提案する。事前に久保田会計局 長の現地視察を受けるなど、文部省側の意向も確認調 整している。第五高等中学校医学部の設置についてい えば、小山健三はキー・パーソンではないだろうか。 長崎大学史などで、[谷本仮説では]医学部設置の立役 者であった?小山健三がほとんど評価されていないの は不思議である。

「紹介]

『第二高等中学校事務例規類纂』について

冨 岡 勝

現在、研究会内で基本資料を参照しやすくするために「史料集」をつくっているところであるが、この作業によって、これまで集めた史料に別の視点が加わったり、新たな史料が見つかったりすることも期待されている。

私は二高と一高の担当になったが、昨年12月、東北

大学史料館で開催された大学史研究会に二日目のみ参加した折に二高関係の史料として、『第二高等中学校事務例規類纂』(1893年3月編纂)を閲覧することができた。すでに何人もの会員がこの史料のことをご存じかもしれないが、他の高等中学校の校務・教育方針との比較ができて興味深いと思われる。

今回の史料集には、『第二高等中学校一覧』とこの例 規類纂からいくつかカリキュラムや生徒などに関する 規則を収録したいと思っているが、とても全部入れる ことはできない。そこで今後のためにも、以下、この第三章 例規類纂の目次を紹介しておきたい。

第二高等中学校事務例規類纂

目次

第一章

- 一 御真影拝賀式
- 二 勅語奉読式
- 三 事務員分課規程
- 四 校務諮詢会規程
- 五 宿直心得
- 六 防火警備心得

第二章

- 一 每学期課業時間規程
- 二 生徒部分ヶ役員心得 附細則
- 三 生徒学術研究会規程

- 四 本部学部主任
- 五 教官授業上ニ関スル心得
 - 六 生徒心得

- 一 授業料及舎費等納付規程
- 二 授業料等定日後納付ノモノ取扱手続
- 三 収入金徴収手続
- 四 物品異動届書書式
- 五 邸内取締以下制服規程
- 七 小使勤務心得
- 八 温室器火夫心得
- 九 使夫指立規程
- 十 賄方命令書

第四章

- 一 第一章事務分課規程中物品会計管理事務取
 - 扱規程

以上

「お知らせ」

・ニューズレター29 号の締切日は、2010年3月31日(水曜日)です。よろしくお願いいたします。

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第 28 号 2010年1月15日発行

< 研究会連絡先> 冨 岡 勝 「1880 年代教育史研究会」事務局 〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1 近畿大学教職教育部 冨岡勝研究室気付 E-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

< HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/

<原稿送付先> 鄭 賢珠

〒606-8172 京都市左京区一乗寺河原田町 37-1-413

E-mail: hyunjjung4@hotmail.com